省　令

○法務省令第五十六号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十七日

法務大臣　上川　陽子

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第六号から様式第八号まで、様式第十号から様式第十八号まで及び様式第二十五号から様式第二十七号までの様式中「印」を削る。

様式第九号の二の様式中「（　氏　　名　）　印」を「（　氏　　名　）　」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二百一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第四条第五項の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （死亡等の届出） **第八条の二**　認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 一～三　（略） 2　前項の届出（同項第一号に掲げる者による届出に限る。）には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。	**附　則** （死亡等の届出） **第八条の二**　認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 一～三　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。